

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の2第4項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の2第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員審査の審査方法等）、第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第7条（技能検定員資格者証の交付等）
審 査 基 準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：7日
申 請 先：島根県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部運転免許課
備 考：

